

前回の宮城県がん対策推進協議会（平成24年1月27日開催）で
御議論・御了承いただいた内容の整理

1 宮城県がん対策推進計画（以下「県計画」という）の進捗状況及び評価について

- 平成20年3月に策定した現行県計画の、平成23年度末現在における進捗状況・評価（参考資料3）について事務局からご報告し、御議論いただいた。
- 主な御意見とこれに対する対応状況：別紙1参照

2 第2期県計画の計画期間について

- 平成19年度から23年度までの5年間を対象期間としていた現行県計画を、1年延長し（平成24年度まで）、第2期県計画については平成25年度から5年間を対象期間としたい旨、事務局からご提案し、御了承いただいた。

【次期計画の計画期間について(イメージ図)】

		H19年度	H20～22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26～28年度	H29年度
県	変更前	第1期 県計画			第2期 県計画			
	変更後	第1期 県計画			延長	第2期 県計画		
国		第1期 基本計画			第2期 基本計画			

○主な理由

- ・現行県計画の計画期間では、国のがん対策推進基本計画の変更内容を踏まえた改定作業が困難であること
- ・「みやぎ21健康プラン」や「宮城県地域医療計画」は計画期間が平成20年度から24年度までであり、これらと調和を図る必要があること
- ・県計画の指標の評価に使用している県民健康・栄養調査は、「みやぎ21健康プラン」の改定に合わせて実施されることから、現行の計画期間では指標の評価が間に合わないこと

3 県計画の改定スケジュールについて

- 第2期県計画については、ワーキング部会を設置して中間案を作成し、パブリックコメントを経て最終案を作成する、というスケジュールを事務局からご提示し、御了承いただいた。（具体的なスケジュール：別紙2参照）

前回の宮城県がん対策協議会（平成24年1月27日開催）での
 主な御意見とこれに対する対応状況について

参考資料3 11ページ

1. 項目

- 「現にがん患者に対する在宅医療を行っている在宅療養支援診療所数」

2. 御意見

- 「現にがん患者に対する在宅医療を行っている在宅療養支援診療所数」については、事務局によるアンケート調査により把握したとのことだが、アンケートの回収率が低いようである。未回答の診療所には問い合わせを行うなど、きめ細かい対応をしてもよいのではないか。

3. 対応

- 未回答の診療所に再調査を実施。
- 最終的に、調査対象の111診療所のうち、93診療所から回答を得られ（回答率83.8%）、累計した結果は以下のとおりとなった。

	回答数 (/ 111)	訪問診療 可能	かかりつけの患者、 患者の状態により、 環境を整えば可能	訪問診療 不可
診療所数 (割合)	93	42 (45.2%)	39 (41.9%)	12 (12.9%)

参考資料3 11ページ

1. 項目

- 「現にがん患者に対する在宅医療を行っている在宅療養支援診療所数」関連

2. 御意見

- 診療所の医師の麻薬免許の届出状況を見れば、緩和ケア、特に疼痛コントロールを行っているかどうかは明確である。診療所の届出状況を照合することは必要ではないか。

3. 対応

- 診療所の麻薬免許状況を宮城県保健福祉部薬務課に確認したところ、以下のとおりであった。

免 許 の 有 無 (対象診療所数 111)	有 (割合)	88 (79.3%)
	無 (割合)	23 (20.7%)

■宮城県がん対策推進計画の改訂に係るスケジュール(案)

		がん対策推進協議会	国の改訂作業	備考
H24年	上			
	1月			県民健康・栄養調査速報値(1月)
	中	第1回推進協議会(1月27日) ○会長、副会長の選任 ○計画の評価 ○計画改訂スケジュール ○国の計画の骨子案	計画変更案提示(2月1日)	評価を厚労省へ提出
	2月			
	上		パブリックコメント実施(3月)	県民健康・栄養調査結果公表(3月)
	3月			
	中			
	4月			
	上			
	5月			
	中			
	6月			
	上	第1回推進協議 ○国の計画の概要 ○改訂の方針、構成案 ○ワーキング部会の設置	新計画 閣議決定(6月8日)	
	7月			
	中	第1回ワーキング部会 ○目標指標 ○具体的な課題と取組		
	8月			
	上	第2回ワーキング部会 ○目標指標 ○具体的な課題と取組		
	9月			
	中			
	10月			
	上	第2回推進協議会(10月下旬) ○中間案の審議		評価を厚労省へ提出(10月末)
	11月			
	中	パブリックコメント実施(1ヶ月)		
	12月			
H25年	上	第3回推進会議(1月中旬) ○最終案の審議		
	1月			
	中			
	2月			
	上			
	3月			
	中			

■ワーキング部会について

設置の根拠：がん対策推進協会条例第6条の規定により、会長が宮城県がん対策推進協議会に諮って設置
 構 成 員：宮城県がん対策推進協議会委員から会長が指名する（5名程度）

参考：がん対策推進協議会条例(抜粋)
 (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。